

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 5 月まで

私と夫の国民年金の加入手続は、夫が転職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、夫が区役所の出張所で行ったはずである。国民年金保険料は、私が 3 か月ごとに区役所の出張所へ行き、私と夫の二人分の保険料を一緒に納付書で納付したと思う。申立期間について、一緒に納付していた夫は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③が含まれる昭和 53 年度から 55 年度までについては、申立期間①、②及び③を除く期間は、国民年金保険料が納付済みとされており、本来、特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないことから、記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間①及び②は、それぞれ 9 か月及び 3 か月と短期間であり、申立期間①及び②の前後を通じて、申立人の住所やその夫の職業に変化はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間③について、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと思うと主張しているところ、保険料の納付日が確認できる範囲では、申立人及びその夫の保険料は、ほぼ同一日に納付されて

いることが確認できることから、基本的に申立人及びその夫と一緒に保険料を納付していたものと考えられる上、申立期間③の申立人の夫の保険料は、納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月
② 昭和 60 年 3 月から平成 2 年 3 月まで
③ 平成 3 年 10 月から 15 年 11 月まで

申立期間①から③までは、それぞれ、退職後に、私が国民年金の手続を行い、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していた。

申立期間①から③までの保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は 1 か月と短期間であり、申立期間①の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間①の前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、特段の生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人は、申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、申立人の妻の申立期間②及び③の保険料も未納とされている。

また、申立期間②及び③は合計 200 か月以上に及び、これだけの長期間に渡る事務処理を行政が誤ることも考え難い。

さらに、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年11月から52年1月までの期間及び同年4月から53年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から52年1月まで
② 昭和52年4月から53年1月まで
③ 昭和57年8月から同年9月まで
④ 昭和59年4月から同年9月まで
⑤ 平成6年1月から同年3月まで

昭和51年9月ごろ、会社を退職した夫が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料については、夫が銀行か郵便局の窓口で納付書で納付していたが、保険料額を憶えていない。夫は、実直な人で、「申立期間について自分の保険料と共に申立人の保険料を絶対に納付している。」と言っており、申立期間①から⑤までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金保険料について、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間①のうち、昭和51年11月から52年1月までの期間及び申立期間②について、その夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和51年9月から同年10月までの期間、申立期間③、申立期間④のうち、59年4月から同年7月までの期間及び申立期間⑤については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする夫も未納である。

また、申立期間①のうち、昭和 51 年 8 月については、申立人の夫の資格取得月が、平成 16 年になって昭和 51 年 8 月から同年 9 月に訂正され、申立人の資格取得月はそのまま訂正されなかったものと考えられ、申立人の夫の 8 月分保険料が還付されたとする状況も明らかでないことから、申立人の保険料が納付されたものと推認することはできない。

さらに、申立期間④のうち、昭和 59 年 8 月から同年 9 月までの期間について、申立人の夫は厚生年金保険に加入しているが、申立人の夫が申立人の国民年金保険料のみを納付していたとする具体的状況が明らかでない。

加えて、申立期間①のうち、昭和 51 年 8 月から同年 10 月までの期間、申立期間③、申立期間④及び申立期間⑤について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 11 月から 52 年 1 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 1 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年3月まで
② 昭和45年8月から46年3月まで

申立期間①については、私が昭和42年4月に会社を退職してからしばらくしたころに、私の妻が区役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、私の妻は何か月ごとに保険料を納付していたかははっきり記憶していないが、同支所で納付書を使用して国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、私が45年8月に会社を退職した後に、私の妻が市役所で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた。

申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が会社を退職した後に申立人の妻が市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、同支所で納付書を使用して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、同支所は実在しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことが可能であり、加入手続を行った際に受け取ったとする国民年金手帳の表紙の色は当時発行されていた色であることが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

また、申立人の妻は、市役所の支所で窓口の職員に、「国民健康保険と国民年金には加入しなければいけない。」と言われて国民年金の加入手続を行ったこと、及び昭和40年に生まれた子供を背負って同支所に保険料を納付しに行ったことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張には不

自然さは認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

- 2 一方、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が市役所で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人が申立期間②において国民年金被保険者資格の再取得を行った形跡が認められないことから、当該期間は未加入の期間であり、申立人の妻の加入手続の時期や保険料の納付についての記憶が不明確である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、老後の生活を考えて国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。夫が厚生年金保険に加入し、私は、第3号被保険者になるまで納付書により金融機関で国民年金の保険料を納付していた。昭和57年10月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶がないにもかかわらず、申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には昭和57年10月1日に国民年金の資格喪失とされているが、申立人は、資格喪失の手続を行った記憶はないと述べているとともに、申立人の夫の当時の厚生年金保険標準報酬月額が高額で推移していたことが確認できることから、申立人が申立期間に国民年金の任意加入資格を喪失する特段の理由は見当たらず、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料を納付していないとされているのは不自然である。

また、申立人が所持する国民年金手帳について、当初、資格喪失日は異なった月日が記載されており、後に昭和57年10月1日に修正されたことが確認できることから、当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人の夫は、「申立期間当時は、転職により多少の昇給があったため、生活は安定しており、妻(申立人)から国民年金を止めたとする話を聞いたこともない。」と述べていることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間を除き国民年金保険

料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 2 月か 3 月ごろ、長女の定期検診のために市役所の出張所へ行った際に窓口の職員に勧められて国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、市役所で交付された納付書を使用して、同出張所か金融機関でさかのぼり一括して納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 2 月か 3 月ごろに市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 9 月 30 日に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間当時、申立人が市役所で交付された納付書を使用して市役所の出張所か金融機関で過年度の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、当時、市役所では、過年度保険料の納付書を交付していたことが確認でき、同出張所及び金融機関で保険料を納付することが可能であったことから、申立人の主張は信憑性が高いものと認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入した後にさかのぼり一括して納付したと主張する申立期間の国民年金保険料額は、加入後に納付済みとなっている保険料額より安価であることから、申立期間の保険料額を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間、53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和53年2月及び同年3月

私の姉は、昭和44年に私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が49年に結婚するまでの期間は姉が納付しており、私が結婚した後は私の妻が納付をしていた。私の妻が国民年金に加入した後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料を納付した期間も見られるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の姉が昭和44年に申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年4月15日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間①については、12か月と短期間であるとともに、申立人が結婚するまでの申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉の保険料は納付済みとなっている。

一方、申立期間②については、2か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の申立期間②の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間②の保険料のみが未納とされて

いるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2271

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 8 月に市役所で国民年金の加入手続を行った。

昭和 57 年 3 月に結婚して転居したときに、区役所で付加保険料をやめる手続をした際に、申立期間 1 年分の保険料をまとめて納付書で前納した。

きちんと納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間直前の昭和 57 年 3 月に任意加入被保険者に種別変更手続を行っているにもかかわらず、任意加入当初の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間前後の国民年金保険料は、前納により納付済みであり、申立人は、申立期間の保険料はまとめて前納したと主張していることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、同年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで
④ 昭和 58 年 6 月から同年 9 月まで

私の夫が、区役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。時期は昭和 42 年以降だと思いがはっきりと記憶にない。その時、国民年金手帳が発行されたかはよく覚えていないが、現在所持しているのはオレンジ色の国民年金手帳 1 冊のみである。

私の夫が、銀行、信用金庫又は郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間①及び④が未納となっていることは納得できない。

また、申立期間②及び③についても夫婦二人分を納付したはずなのに、夫のみ納付済みとされ、私が申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人は国民年金保険料の全額免除申請を行ったという記憶もなく、同期間の申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の夫は、申立期間②の一部である昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を重複納付したとして、保険料を還付されているが、同期間の保険料について、申立人は免除されながら、夫は重複納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間③の途中である昭和 54 年 10 月及び 55 年 2 月に、過去の未納分の保険料を特例納付しているが、特例納付した時期の保険料が免除とされているのも不自然である。

2 申立期間④については、4 か月と短期間であるとともに前後の期間の保険料は納付済みとなっており、当時、申立人及び夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

3 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。したがって、当該期間の国民年金保険料については、特例納付でしか納付することができないが、申立人は特例納付及び納付金額についての記憶が定かでない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、同年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び 58 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和42年6月から同年11月までの期間、58年6月から同年9月までの期間及び60年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年9月まで
② 昭和42年6月から50年3月まで
③ 昭和58年6月から同年9月まで
④ 昭和60年12月から61年3月まで

私は、区役所の出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。時期は昭和42年以降だと思うがはっきりと記憶に無い。その時、国民年金手帳が発行されたかはよく覚えていないが、現在所持しているのはオレンジ色の国民年金手帳1冊のみである。

私が銀行、信用金庫又は郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間②から④までが未納となっていることは納得できない。

また、申立期間①については特例納付をした国民年金保険料が還付されていると言われたが、そのような通知を受け取り、還付された記憶も無い。社会保険事務所が振り込んだとする金融機関の口座の記帳を確認したがその記録も無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、第3回特例納付によって国民年金保険料が納付済みとなっているが、この時期は、厚生年金被保険者期間であったため、

社会保険庁のオンライン記録では、平成7年5月に申立人に国民年金保険料が還付されたこととされており、振込先の金融機関名、口座番号が記載されている。

しかし、申立人には申立期間①の保険料を還付された記憶がなく、申立人が所持する預金通帳にも還付記録は無いとしており、当委員会が当該金融機関に照会した結果でも、申立期間①の国民年金保険料が平成7年5月ごろに還付された記録は見当たらなかった。

また、申立人は、特例納付保険料として、第3回特例納付の実施期間である昭和54年3月27日に申立期間①を含む39年3月から同年9月までの合計7か月分の保険料を納付した記録となっているが、39年4月から同年9月までは厚生年金保険加入期間であることを踏まえると、特例納付した7か月分のうち6か月分は、42年6月から同年11月までの保険料として納付したものと考えるのが相当である。

- 2 申立期間③及び④については、いずれも4か月と短期間であるとともに、前後の期間の保険料は納付済みとなっており、当時申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間③及び④が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間④については、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

- 3 一方、申立期間②のうち、昭和42年6月から同年11月までの期間を除いた期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。したがって、当該期間の国民年金保険料については、特例納付でしか納付することができないが、申立人は特例納付及び納付金額についての記憶が定かでない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和42年6月から同年11月までの期間、58年6月から同年9月までの期間及び60年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月から39年12月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年3月まで

私は、申立期間当時、実家を出て県外等でA工として働いていた。国民年金保険料については、帰省する度に、父親に国民年金保険料を含めてお金を渡していたので、父親が保険料を納付していたはずである。2歳年上の兄（三男）も私と同様に県外等で働いていたため、父親が兄の国民年金保険料を納付しており、兄の納付記録には未納期間はない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人が結婚して昭和45年8月に実家から転居した後も、実家のある地域で48年3月まで申立人の国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人が帰省した際に父親に保険料等を渡し、父親が保険料を納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人及びその兄（三男）の国民年金手帳記号番号は兄弟連番で払い出されていたことが確認でき、申立人の兄（同）の申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿等から特例納付により納付されていたと推認できることから、申立人とその兄（同）の保険料を一緒に納付していたとする父親が、申立人の保険料についても特例納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の姉及び兄（三男）は加入可能年数のすべての期間について国民年金保険料を納付しており、申立人も申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、申立人及びその兄姉の国民年金に対する保険料納付

意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 1 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から45年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から45年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私と妻は、昭和46年1月に市役所で、入籍の手續と同時に、国民年金の加入手續を行った。国民年金に加入した当初は、集金人が店に来ていたはずなので、店の經理を担当していた妻が集金人へ保険料を納付しており、その後、納付書に変わってからは、店に来ていた銀行員へ保険料を納付していた。

納付した時期や場所は記憶していないが、20歳から未納であった夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、妻が現金で8万円を少し超えるくらいの金額を納付した。

国民年金の加入手續をしてからは、必ず保険料を納付しており、20歳からの未納であった保険料もまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料について、当初、未納とされていたが、その後納付済みに記録が訂正されており、記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間①について、申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の未納となっていた国民年金保険料を現金でまとめて納付したと主張しているところ、申立人及び申立人の妻の特殊台帳には、「附18条 納付書発行」と記載されていることが確認できることから、申立人及び申立人の妻には、第2回特例納付による保険料の納付書が発行されていたことが推認されるととも

に、申立期間①は強制加入期間であり、まとめて納付したとする保険料額も、申立内容どおりに夫婦二人分の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であり、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更はないなど生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私と夫は、昭和46年1月に市役所で、入籍の手續と同時に、国民年金の加入手續を行った。国民年金に加入した当初は、集金人が店に来ていたはずなので、店の経理を担当していた私が集金人へ保険料を納付しており、その後、納付書に変わってからは、店に来ていた銀行員へ保険料を納付していた。

納付した時期や場所は記憶していないが、20歳から未納であった夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、私が現金で8万円を少し超えるくらいの金額を納付した。

国民年金の加入手續をしてからは、必ず保険料を納付しており、20歳からの未納であった保険料もまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料について、当初、未納とされていたが、その後納付済みに記録が訂正されており、記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間①について、申立人は、夫婦二人分の未納となっていた国民年金保険料を申立人が現金でまとめて納付したと主張しているところ、申立人及び申立人の夫の特殊台帳には、「附18条 納付書発行」と記載されていることが確認できることから、申立人及び申立人の夫には、第2回特例納付による保険料の納付書が発行されていたことが推認されるとともに、申

立期間①は強制加入期間であり、まとめて納付したとする保険料額も、申立内容どおりに夫婦二人分の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間②は3か月と短期間であり、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更はないなど生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

私の母親は、昭和 38 年 8 月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚した直後の 41 年 12 月までの間、私の国民年金保険料を納付していた。私の母親は、私の国民年金の加入手続を行った際、納付することが可能な申立期間まで、さかのぼって保険料を納付していたはずである。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和 36 年 8 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行った際、さかのぼって納付することが可能な期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が 38 年 8 月に払い出され、申立期間直後の 37 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人は、国民年金の加入手続から結婚直後の 41 年 12 月までの保険料を完納していることを考え併せれば、申立人の母親が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な申立期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 1 回、かつ、9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から49年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

転居した直後の昭和49年7月に、市の職員が自宅に来訪してきて国民年金の加入手続を勧めたので、私が夫婦二人分の加入手続を行った。その際、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付することができると言われていたので、翌日集金に来てもらい夫婦二人分で12万円ぐらいを納付したが、領収書を受け取ったか覚えていない。国民年金手帳は昭和49年8月ごろ送付されてきた。また、申立期間②については、私が昭和51年に夫の保険料と一緒に銀行か郵便局で納付した。納付した金額は覚えていない。

申立期間①は集金人に、申立期間②は金融機関に夫婦二人分の保険料と一緒に納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和51年に夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関に納付したと主張しているところ、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった上、申立人の夫については、申立期間の保険料が納付済みとなっていること、及び申立期間後における夫婦二人の保険料は申立人が所持している領収書から、同日に納付していたことが確認できることから、申立人のみ申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、60歳まで国民年金保険料を完納している上、前納している期間も見られることから、申立期間後においては保険料の納付意欲が

高かったことがうかがわれる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 49 年 7 月の転居直後に自宅に来訪してきた集金人を通じて申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 9 月に夫婦連番で払い出されていたことが確認でき、その時期は、特例納付が実施されておらず、保険料を納付することができなかった期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付していたと主張しているが、申立人の夫についても、申立期間①の保険料は申立人と同様に未納となっている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年11月から40年10月までの期間、41年2月及び46年11月から47年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から40年10月まで
② 昭和41年2月
③ 昭和46年11月から47年7月まで

私は、昭和36年11月に夫に勧められて市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②について、私は3か月ごとに自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間③については、私は46年4月に会社を退職してしばらく経過した同年11月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。申立期間①及び③が未加入とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は国民年金の加入手続時期について、子供が中学校に通い始めた昭和36年6月に転居をして、数か月経過した同年11月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が加入手続を行った時期は、その子供の生年月日から、中学校入学後となる36年であるものと推認できるとともに、当時申立人が居住していた地域においては、集金人による3か月毎の印紙検認方式による国民年金保険料の収納が行われていたことなどが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間①当時、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、同支所では国民年金の加入手続が行われており、申立人の居住し

ていた地域では集金人制度が存在し、3か月に一度集金が行われていたことが確認でき、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立期間①及び②に近接する昭和40年11月から41年1月までの期間については、特殊台帳上では未納期間となっているが、社会保険庁のオンライン記録では61年に未納期間から納付済期間に記録が追加訂正されており、当時、行政側の記録管理に不備があった可能性がある。

加えて、申立期間③については、9か月と短期間であるとともに、その後の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている上、申立人は義母の死亡に伴う諸手続きが終了した46年11月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、その義母は同年8月に亡くなっていることが確認できることから、同年11月に国民年金の手続きを行ったとする申立人の証言には、不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年1月までの期間、61年3月から同年5月までの期間及び平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年1月まで
② 昭和61年3月から同年5月まで
③ 平成2年5月
④ 平成4年1月及び同年2月

私の妻は、私が会社を退職した際に、私の国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間①の国民年金保険料については、私の妻が、集金人に夫婦二人分を一緒に納付していた。

また、申立期間②、③及び④については、転居後の昭和48年10月に妻が市役所の支所で再び国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当初は自治会役員に、その後は納付書を使用して金融機関に夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、それぞれ4か月、3か月及び1か月と短期間である上、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①について、申立人は、国民年金に昭和46年2月ごろに加入した時点で保険料を現年度納付していることが確認でき、それよりも安価であり過年度納付が可能な申立期間①の保険料をその時点で納付しなかった

とするのは不自然である。

さらに、申立期間②及び③について、申立人の妻は市役所から送付された納付書を使用して金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、市役所では組織納付以外の個人納付を希望する国民年金の加入者に対して、納付書を送付していたことが確認でき、金融機関で保険料を納付することが可能であったことから、申立人の主張は信憑性が高いものと考えられる。

2 一方、申立期間④については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も同期間の保険料が同様に未納となっている。

また、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年1月までの期間、61年3月から同年5月までの期間及び平成2年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月まで

私は、私の子供が小学校に入学した昭和 36 年春ごろ、夫の勧めもあり、区役所の出張所で、国民年金の任意加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が同出張所で納付していたが、私が一時的に渡航した間は同居していた私の母親が私の代わりに納付していた。

また、申立期間②の保険料については、私の帰国後は自分で納付していた。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、10 か月と短期間である。

また、一時的に渡航する際に、申立人の母親に国民年金保険料を納付するように依頼したとする申立人の記憶は具体的かつ鮮明であり、その主張は自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が保険料を納付していたとする区役所出張所が実在し、国民年金保険料を納付することが可能であり、印紙検認により納付していたことが確認でき、申立内容と合致する。

加えて、申立人が任意加入の手続を行った後、国民年金保険料を 3 か月納付したのみで、その後の保険料を未納のままとするとは考えにくい。

2 一方、申立期間②については、申立人が渡航中であった昭和 37 年 5 月に

申立人及び申立人と同居していた母親が、同一日に任意加入の資格を喪失していることが確認でき、行政の記録管理の不備により二人同時に加入記録が消失したとは考えにくく、資格喪失の経緯を承知している可能性のある申立人の母親は既に他界していることから、証言を得ることはできない。

また、申立人は、昭和46年4月に国民年金被保険者資格を再取得しており、申立人と同居していた母親も被保険者資格を再取得したことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年7月から37年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私の義父は、結婚した昭和37年5月以降、私と夫の二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間当時、義父は経済的に困ったこともなく、しっかりした性格であったことから、私の保険料を納付し忘れるはずがないことから、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の義父が、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその義父の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①は9か月、申立期間②は3か月と共に短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

私は、勤務先の会社を辞め、自営業を始めた昭和 49 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行った。その後、私又は妻は、銀行で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、申立人又は申立人の妻が銀行の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶している上、申立人の妻は、金融機関からの融資を受ける際、申立人の保険料の納付状況について金融機関から査定を受けるため、申立人の保険料については必ず納付するよう心がけていたと証言するなど、申立期間①及び②当時の記憶は具体的であり、また、申立人が申立期間①及び②当時居住していた市では、その当時、納付書による保険料の徴収が実施されていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間①及び②の前後を通じて申立人の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間①は 3 か月、申立期間②は 6 か月と共に短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について申立期間①及び②を除き保険料を完納

しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、銀行の夫名義の普通預金口座から、口座振替により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、銀行の申立人の夫名義の普通預金口座から、口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の保険料の納付記録によると、申立期間直前の期間について、口座振替により保険料が納付済みとされている上、申立期間当時、申立人が述べる銀行が実在していたことが確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立人は、国民年金に任意加入した後、第3号被保険者となるまでの間、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、申立期間当時、申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことを踏まえると、申立人が保険料を納付する意思を有し、申立期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は任意加入中、かつ、3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に国民年金に任意加入してから、53 年 4 月に共済組合に加入するまでの間、国民年金保険料をすべて納付していた。申立期間も、市役所の支所の窓口で 1 年分の保険料を一括して納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、市役所の支所の窓口で 1 年分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況について鮮明に記憶している上、保険料の納付記録でも、申立期間直後の昭和 52 年度について、一括して保険料が納付済みとなっていることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は任意加入中、かつ 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、35歳の時に国民年金に加入しておいた方がよいと夫に勧められ、昭和50年2月に加入手続を行った。国民年金保険料については、加入直後から付加保険料を含めて口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の付加の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は国民年金に任意加入しており、加入直後から付加保険料を納付している上、口座振替を利用しているなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、成人式の会場で、国民年金の加入を勧められ、その場で加入手続きを行い、その後、国民年金保険料を納付していた。結婚後も、任意加入の手続きを行い、保険料を納付し続けた。申立期間当時、私は、郵便局で3か月ごとに納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、郵便局で3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区では、郵便局で納付書により保険料を納付することができた上、保険料の納付周期も3か月であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は任意加入中、かつ3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年8月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第三種被保険者として届出を行ったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第三種被保険者と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和32年10月1日から33年8月1日まで
③ 昭和36年10月1日から38年11月12日まで

社会保険事務所に対し、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、最初の資格取得日が昭和19年10月1日となっていた。

昭和17年9月に当時のA校（現在は、B大学C学部）を卒業後、直ちにD社に入社、入社後会社に在籍しながら当時のE軍に召集され終戦後復職したが、厚生年金保険被保険者証では資格取得年月日が19年6月1日となっているので、この日から厚生年金保険の被保険者として認めていただきたい。

また、社会保険庁の記録では、昭和32年10月1日から33年8月1日まで、及び36年10月1日から38年11月12日までの期間は第一種被保険者となっているが、A社F業所に在職中は、すべての期間において坑内作業員として働いていたので、この期間を第三種被保険者として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険事務所の保管する更新後の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者種別は第一種被保険者とされている一方、更新前の厚生年金保険被保険者名簿には、第三種被保険者とされていることから、社会保険事務所において、厚生年金保険被保険者名簿を更新する際に申立人の被保険者種別が、本来、第三種被保険者と記載されるべきところを第一種被保険者と誤って記載されたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は社会保険事務所に、申立人について昭和 32 年 10 月 1 日に第三種被保険者として資格を取得した旨の届出を行ったと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、自身の保管する厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得年月日が昭和 19 年 6 月 1 日となっているので、同日から厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てているが、同日は厚生年金保険の適用が開始された日であり、保険料の徴収は、同年 10 月 1 日から始まったため、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

3 申立期間③については、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 36 年 10 月 1 日付けで申立人の被保険者種別が第三種被保険者から第一種被保険者に変更されたことが確認でき、同名簿の記載に不自然な点は見られない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先が不明である上、当時の同僚も連絡先が判明しないことから、申立人が当該期間に第三種被保険者であったことを確認できる証言を得ることができないことから、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 3 日から 37 年 10 月 20 日まで

私は、昭和 27 年 8 月 3 日から 37 年 10 月 20 日まで、A社で事務員として勤務していた。在職中に結婚し、出産のため退職したが、脱退手当金の手続をしていないし、受け取った記憶が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、これを申立人が失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は、同一社会保険事務所管内の事業所に勤務していた期間であり、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていたにもかかわらず、申立期間のみ支給され、その前の期間が支給されないことは事務処理上不自然である。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 3,384 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年5月16日まで

私は、平成3年1月から同年5月までA社に役員及び庶務担当の兼務で勤務し、厚生年金保険に加入していた。私の標準報酬月額は当初47万円であったが、A社を退職後、私の知らない間に15万円に引き下げられていたので元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年10月16日）以後の4年12月22日に3年1月にさかのぼって、15万円に訂正されていることが確認できる上、申立人を除く17名についても、その標準報酬月額がさかのぼって訂正されているが、社会保険事務所において、係る処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、当該訂正処理が行われた日の約1年7か月前の平成3年5月に同社を退職しており、同年7月から別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが社会保険事務所の記録から確認できる。

さらに、A社の経理及び社会保険事務手を担当していた元顧問税理士は、「元事業主のみが同社の経理の権限を持っていた」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の47万円とすることが必要と認められる。

神奈川厚生年金 事案 1038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA財団（現在は、B財団）における資格喪失日の記録を昭和55年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月30日から同年10月1日まで
社会保険庁の記録では、昭和55年9月分の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているが、同じ系列団体内の転勤であり、継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A財団発行の在籍証明書及び当時の同僚の証言から、申立人が同財団に継続して勤務し（昭和55年10月1日にA財団から同系列団体のC財団へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険料を納付したとしているが、事業所が保管する申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和55年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1039

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年6月30日まで

私は当初はA社の社長であったが、昭和63年に代表取締役を辞任した。代表取締役には専務であった者がなった。その時、公証役場で公正証書を作った。A社での給与は月額100万円前後で公正証書には毎年月額3万増額と65歳までの支払いが保証されていた。平成3年10月1日から標準報酬月額が引き下げられているが、標準報酬月額を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から5年5月までは53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（平成5年6月30日）以後の同年8月17日に申立人の標準報酬月額は3年10月にさかのぼって、同年10月から5年5月までは53万円から41万円へ4等級引き下げていることが確認できる上、当時の代表取締役は53万円から32万円に引き下げられ、他の2名の者は53万円から一律41万円に引き下げられていることが確認できる。

また、法人登記簿によると、申立人は昭和63年2月22日に代表取締役を辞任していることが確認できる上に、申立期間当時、A社に勤務していた複数の職員も申立人は在籍していたものの出社はしていなかったと証言していることから、平成5年8月17日に行われた記録訂正の原因となる届出行為に関与していないことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支局における資格取得日の記録を昭和27年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から28年5月15日まで
社会保険事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できないが、私は、昭和20年11月から62年6月までA社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の職員カードから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和27年1月中に同社C支局から同社B支局に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社B支局において被保険者資格を取得している複数の者は、その赴任日又は採用日がそれぞれ異なっているにもかかわらず、被保険者資格の取得日については申立人と同一日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年1月から28年4月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年3月から同年10月までは53万円、6年11月から8年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から8年2月26日まで

社会保険庁の記録では、平成6年3月1日から8年2月26日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が11万円とされているが、6年3月以前の給与の額(82万円)と変わっていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成6年3月から同年10月までは53万円、6年11月から8年1月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年2月26日以降の同年3月1日に、申立人と事業主の標準報酬月額の記録が11万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゆう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間にA社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人は営業が主な仕事であった」旨の証言をしている上、経理担当者は、「厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の手続きは社長が行った。申立人は関与していなかったと思う」旨の証言をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年3月から同年10月までは53万円、6年11月から8年1月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日の記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和45年11月から46年5月までは5万6,000円、46年6月は6万4,000円、46年7月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から46年8月1日まで
社会保険庁の記録によると、昭和45年11月1日から46年8月1日までの期間における厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、私は45年11月1日にA社に入社し、申立期間において同社で勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、賃金台帳兼源泉徴収簿等及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、A社に昭和45年11月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の賃金台帳兼源泉徴収簿等及び給与明細書から、昭和45年11月から46年5月までは5万6,000円、46年6月は6万4,000円、46年7月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の厚生年金保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、A社が保管する被保険者資格取得確認標準報酬決定通知書に申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和46年8月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年11月から46年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月16日から同年4月16日まで

私は、昭和31年10月10日から62年12月31日に定年退職するまで、A社に勤務した。社会保険庁の記録では40年3月16日付けで同社C工場から同社B支店に転勤した際の1か月が空白期間となっている。本社から退職するまでの期間の在職証明書を発行してもらっており、申立期間も継続して勤務していたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所提供の在職証明書及び人事異動一般決裁書の写しから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年3月16日にA社C工場から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年5月の社会保険事務所記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 1044

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年10月31日まで
平成6年10月1日から8年10月31日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円に訂正されている。

しかし、給与明細書を確認すると申立期間当時40万円以上の給与となっており、会社が倒産することも直前で社長から知らされ、まして、標準報酬月額を^{そきゅう}遡及訂正することも聞かされていない。よって正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は平成6年10月から8年9月までは47万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成8年10月31日）の前日の同年10月30日付けで、6年10月から8年9月までの期間の標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して9万8,000円に減額され、同年10月の定時決定も取消しされている上、申立人を除く役員2名についても、申立人と同様に、^{そきゅう}遡及して標準報酬月額の減額がされていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、当該訂正処理前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本から申立人は平成8年5月25日まではA社の取締役であったことは確認できるが、当該訂正処理が行われた同年10月30日においては取締役を退任している上、申立人は自身の業務内容について、「現場での作業が中心であった」と述べている。

加えて、申立期間当時のA社の代表取締役から「会社が経営困難になり保険料の滞納が始まった。その後、社会保険事務所から出頭要請があった。そのときに社会保険事務所の職員から標準報酬月額をさかのぼって引き下げる指導を受けた。また、訂正の事実を本人には知らせないように、とも言われたので申立人には知らせていない」と述べており、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届を3年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年8月及び同年9月は11万8,000円、5年10月から6年9月までは12万6,000円、6年10月から7年7月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年8月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成5年8月から7年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、当時の給与支払明細書から12万6,000円及び11万8,000円の等級に相当する保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された給与明細書により、平成5年8月から同年9月までは標準報酬月額11万8,000円、5年10月から6年9月までは標準報酬月額12万6,000円、6年10月から7年7月までは標準報酬月額11万8,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年8月及び同年9月は11万8,000円、5年10月から6年9月までは12万6,000円、6年10月から7年7月までは11万8,000円と記録されていたところ、7年8月30日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。また、当該訂正処理が行われた同日において、A社の被保険者であった者は27名存在するが、そのうちの22名についても、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所から提出された滞納処分票の記載から、A社が当時厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき、またその記載内容が

ら、同社に対する差押処分を回避するために過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額に係る届出及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出を行うことを社会保険事務所の担当者が指導していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を2年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月及び同年9月は11万8,000円、5年10月から6年9月までは12万6,000円、6年10月から7年7月までは11万8,000円と訂正することが必要と認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1046

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年2月から同年8月までは18万円、4年9月から5年12月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年1月31日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年8月までは18万円、4年9月から6年2月までは20万円と記録されていた。

しかし、A社が適用事業所に該当しなくなった日である平成6年3月1日以降の同年3月4日に、申立人を含む73人の標準報酬月額が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、4年2月から5年12月までの期間、11万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、係る訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、申立人の在籍期間の平成4年2月から同年8月までは18万円、4年9月から5年12月までは20万円と訂正することが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年5月31日まで
社会保険庁の記録では、平成6年11月1日から8年5月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が36万円から26万円に改定されているが、申立期間当時の給与は、約35万円であった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月から8年4月までは36万円と記録されていた。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年5月31日以降の同年6月5日に、申立人の標準報酬月額は6年11月にさかのぼって同年11月から8年4月まで、36万円から26万円へ5等級引き下げられていることが確認できる上、従業員19名のうち15名については、被保険者資格取得が取り消しされているが、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 6 月に離婚したが、子供が小さかったので実家の農業を手伝うかわりに、父が私と子供の面倒を見てくれることになった。私の国民年金保険料については、父が自分たち夫婦の分と一緒に納付するので心配するなど言っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 7 月に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 45 年 7 月に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 11 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 43 年 6 月まで

私は、昭和 39 年 3 月ごろ、友人に勧められたため、区役所に国民年金に加入したい旨の連絡をしたところ、区役所職員が自宅に出向いたので加入手続を行った。

国民年金保険料は、区役所から自宅に来る集金人に納付していた。

申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 3 月ごろに友人に勧められて国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44 年 12 月に申立人が申立人の子と共に任意加入したことにより親子連番で交付されたものであり、さかのぼっては任意加入できないことから、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号では申立期間の国民年金保険料は納付することができない。

また、当委員会において国民年金手帳記号番号払出簿を実地調査したが、申立人が別の記号番号で申立期間に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間と考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2290

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 43 年 6 月まで

私は、結婚後の昭和 41 年 6 月ごろ、母親に勧められて国民年金に加入した。

加入手続は私が、母親の国民年金保険料を集金に来ていた区役所の方に対して行った。

国民年金保険料は、区役所から自宅に来る集金の方に納付していた。

申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 6 月ごろに申立人の母親に勧められて国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、44 年 12 月に申立人が申立人の母親と共に任意加入したことにより親子連番で交付されたものであり、さかのぼっては任意加入できないことから、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号では申立期間の国民年金保険料は納付することはできない。

また、当委員会において国民年金手帳記号番号払出簿を实地調査したが、申立人が別の国民年金手帳記号番号で申立期間に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間と考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から49年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和41年10月ごろ、上京して大学に通っていた私に代わって、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に来ていた郵便局の職員に、私の国民年金保険料を納付していた。私は、大学卒業後も、デザイン関係の勉強を続け、47年4月に個人事務所を開業したが、その間も引き続き、母親が実家で私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親からも証言を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、自宅で郵便局の職員に申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立期間当時、申立人の母親が居住する市では、郵便局の職員に保険料を納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立人の母親が、申立人が20歳になった昭和41年10月ごろ、申立人の母親の居住する市で、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が大学を卒業した翌年の45年5月に上京先の区で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の母親が居住する市においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年11月まで

私は、昭和50年12月ごろ、国民年金の受給額が満額になるように、国民年金保険料の未納分を、区役所の窓口で、区の職員に、現金で一括で納付した。

申立期間が未加入で、保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろ、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳及び国民年金手帳によれば、申立人は、結婚式を行った48年4月に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、50年12月に任意加入していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって保険料を納付することができない期間である。

また、仮に、申立期間当時、申立人が国民年金の強制加入被保険者であったとしても、申立期間の一部は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月の時点では、時効により保険料を納付することができない期間である上、第2回特例納付によっても保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 42 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 45 年 7 月に私の母親が納付してくれたはずである。その前月に、私が保険料を納付した際に、集金人との間で「今月と来月で。」というやりとりをしたことを憶えている。特例納付という言葉に記憶はないが 20 歳の時からの分であると言われたことは憶えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が納付してくれたと主張しているところ、その母親は既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人の母親も申立期間のうち昭和 36 年度から 39 年度までの期間に保険料の未納期間があることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 45 年 7 月に納付したと主張しているところ、同年 7 月の時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と相違しており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 59 年 2 月までの期間及び平成 3 年 2 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月から 59 年 2 月まで
② 平成 3 年 2 月から 4 年 3 月まで

私は、昭和 51 年から 5 年間、母親の在宅介護に専念したことから、将来に不安を感じたため、52 年に国民年金に加入した。加入以降は、国民年金保険料の未納期間が生じないように会社を退職した後数日以内に区役所に出向いて国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、会社を退職した後、数日以内に区役所に出向いて厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は当時の切替手続きの状況の記憶が不明確であるとともに、保険料の納付状況も不明である。

また、申立人は切替手続きに際して、年金手帳を持参したと思う旨述べているが、申立人が所持する年金手帳には、申立期間①及び②に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った記載が無く、ほかに切替手続きを行った形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間①と②の間において転居しているが、申立人の年金手帳には住所を変更した記載も無いことから、必要な国民年金の手続きを行っていなかった可能性がある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から42年3月まで

私は、妻と義母の勧めで国民年金に加入することとした。申立期間の国民年金保険料は、昭和45年7月に義母が納付してくれていたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻と義母の勧めで国民年金に加入することとし、申立期間の国民年金保険料は義母が納付してくれていたと思うと主張しているところ、その義母は既に他界していることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である上、申立人の義母も昭和36年度から39年度までの期間に保険料の未納期間があることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和45年7月に納付したと主張しているところ、同年7月の時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と相違しており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 49 年 3 月まで

転居した直後の昭和 49 年 7 月に、市の職員が自宅に来訪してきて国民年金の加入手続を勧めたので、妻が夫婦二人分の加入手続を行った。その際、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができると言われたので、翌日集金に来てもらい夫婦二人分で 12 万円ぐらいを納付したが、領収書を受け取ったか覚えていない。国民年金手帳は昭和 49 年 8 月ごろ送付されてきた。

申立期間の保険料を集金人に夫婦二人分一緒に納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 49 年 7 月の転居直後に自宅に来訪してきた集金人を通じて申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 9 月に夫婦連番で払い出されていたことが確認でき、その時期は、特例納付が実施されておらず、保険料を納付することができなかった期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付していたと主張しているが、申立人の妻についても、申立期間の保険料は申立人と同様に未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、59 年 6 月から同年 9 月までの期間、59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間及び 60 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 6 月から同年 12 月まで

私の妻が、昭和 49 年 4 月に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、妻が納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月に申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は 4 回に及んでおり、これだけの回数事務処理を行政側が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月31日から53年2月1日まで

厚生年金の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無い旨の回答をもらったが、実際は役員として同社に勤務していた。代表取締役であった夫の記録があるのに自分の記録が無いのはおかしい。

保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の法人登記簿謄本から、申立人が、申立期間について、同社に役員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間について、社会保険事務所で保管するA社の厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和51年8月31日に厚生年金被保険者資格を喪失し、53年2月1日に、再び同社で厚生年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、事業所には賃金台帳等の関連資料は既に無く、申立人も給与明細書等の資料を保管していない上、事業主や従業員から聴取しても、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがえる証言等を得る事ができなかった。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特

例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は、「A社の代表取締役の妻であり、かつ同社の設立当時から、専務取締役として、労務管理等事務全般を執行する地位にあった」と述べている上、同社の従業員は「申立人は、会社の事務全般を行っていた」と述べていることから、申立人は、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

神奈川県厚生年金 事案 1049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月 31 日から 57 年 2 月 1 日まで
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 11 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、A社の厚生年金保険被保険者期間が昭和53年4月26日から55年7月31日までとなっているが、健康保険被保険者証を同年9月17日に家族が使用しており、その後もコピーで何回も医者にかかっていた。資格喪失をしていたならば使用できないはずであり、自分が退職したのは57年と記憶している。

また、B社に入社したのは、58年11月1日となっているが実際は、A社を退職した春の57年4月に入社しているので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主は、「昭和55年7月31日に倒産しており、同日以降は営業していない」旨の証言をしている。

また、同僚も「A社は厚生年金保険料の滞納が続き、昭和55年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったが、このことについては、事前に社長から説明を受けていた」旨の証言をしている。

申立期間②について、B社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した9名のうち、連絡の取れた3名から入社日を聴取したところ、その記憶する入社日は、被保険者資格の取得日の2か月から2年前であったことから、同社では、従業員ごとに厚生年金保険の取扱いを区別していたことがうかがえる。

また、当時の同僚は、「B社は派遣業務だったので、厚生年金保険に入社

と同時に加入する人は少なかった」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①及び②について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。昭和 32 年 11 月 1 日に入社し、41 年 4 月 30 日に退職するまで継続して勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人、同僚及び事業主の親類の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚に照会を行ったところ、「A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から、厚生年金保険料を控除されていたかについては、覚えていない」との証言であった。

さらに、A社に照会を行ったところ、「当時の資料を保管していない」との回答であり、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 40 年 12 月 25 日まで

社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことだった。しかしながら、私は、会社から脱退手当金を受給するか否かを聞かれたことは無く、知らないうちに代理請求及び代理受給がなされていることは納得できない。脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は36名であり、そのうち申立人を含め29名が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、申立人の脱退手当金裁定請求書及びA社の事務担当者を脱退手当金受領代理人とする委任状が保管されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から4か月後の昭和41年4月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 39 年 1 月 20 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 11 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 43 年 12 月 24 日に、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、支給日にはB県に居住しており、脱退手当金を受給した覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿の中で、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 9 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性は申立人を含め 3 名であるが、そのうちの 2 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金を受給した者は事業主による代理請求があったと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 2 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 2 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 5 月 11 日から 45 年 6 月 8 日まで
⑤ 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 52 年 10 月 1 日から平成 7 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 38 年 6 月 1 日に、長兄の紹介でA社に木造大工の弟子入りをした。5年間で修行が終わる予定だったが、東京オリンピックも終わり木造大工の仕事も減ってきたので、修行4年目の42年1月2日に電話で退職の連絡をして辞めたことを覚えている。

C県D市からE県に移り、翌月に父親が勤務していたB社に入社し、以後平成7年5月31日まで同社の社宅に居住して、コンクリートの型枠解体の仕事をしていたので、A社での期間及びB社で何回か抜けている厚生年金保険の記録は全く納得できない。調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 38 年 6 月 1 日から、木造大工の修行4年目の42年1月2日まではC県D市にあったA社で勤務していた」旨主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間①と②の間である昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 11 月 1 日までの期間に、E県F市のB社において厚生年金保険に加入している事が確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 39 年 6 月 18 日か

ら 41 年 9 月 30 日までの期間については、B 社において雇用保険に加入しており、申立人の主張と矛盾する。

さらに、A 社は既に解散しており、申立人の勤務及び保険料控除について確認できる資料等はない。

申立期間③から⑤までについて、申立人は、「B 社において継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に所々欠落があるのは納得がいかない」旨主張している。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録も厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致している。

また、申立人の父及び弟を含む複数の同僚についても、厚生年金保険の被保険者資格の取得と喪失を繰り返していることが確認できる。

申立期間⑥については、申立人は、国民年金の加入手続を昭和 53 年 2 月ごろに行い、申立人は、申立期間⑥のうち同年 4 月から 63 年 4 月までの間の保険料を納付している。

また、申立人は、「B 社の社宅に平成 7 年 5 月 31 日まで居住していたので、厚生年金保険に加入していたはずである」旨を主張しているが、このことによって申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、上述のとおり、同社においては、多くの者が被保険者資格の取得と喪失を繰り返していることから、同社に勤務していた期間がすべて、厚生年金保険の被保険者期間となっていたとは考え難い。

申立期間①から⑥までについて、申立人は、給与明細書等の資料を保管しておらず、事業主も賃金台帳等の資料を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できず、当時の事情を知っているとする両社の事業主も既に死亡しており証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年11月5日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、59万円から9万2,000円に下がっているが、退職まで報酬額は70万円（標準報酬月額59万円）で変更が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が滞納していた厚生年金保険料の件で、財務担当の取締役として社会保険事務所を訪れた際、納付が困難なことへの代替案として、事業主と自らの標準報酬月額を減額訂正して、滞納保険料と相殺する内容の提案を受け、やむなく同意した」旨述べている。

しかしながら、社会保険事務所の記録を確認したところ、申立人の標準報酬月額は、平成9年2月5日に、同年1月から、59万円から9万2,000円に月額変更されているが、さかのぼった標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡は無い。

また、申立人は、「当初、事業主と自らの標準報酬月額を減額訂正する予定であったが、事業主の標準報酬月額を訂正することで保険料の滞納は解消できたようだ。自らの標準報酬月額がさかのぼって減額処理されていないとは認識していなかった」旨述べていることから、申立人は、自らの月額変更処理を行った平成9年2月5日時点において、その標準報酬月額が、9万2,000円と記録されていることを認識していたと判断できる上、その

後の2度にわたる定時決定においても、申立人の標準報酬月額は、9万2,000円と記録されていることが確認できる。

これらを考え合わせると、自らの標準報酬月額が9万2,000円であると認識していたにもかかわらず、厚生年金保険料の控除は、月額変更前のその主張する標準報酬月額に基づいて控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを明確に記憶していない上、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料が無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年ごろから 40 年ごろまで

私は俳優としてA社に所属していたが、同社が倒産した後、B社（又はC社）に入り、テレビ等に出演していた。前月分の出演料を月々受領した際に厚生年金保険の保険料を控除されていた記憶があり、その期間の加入記録が無いことに納得がいかない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所の記録では、B社は平成8年に解散するまで厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、B社の事業主が社長となっているC社（昭和59年6月6日に新規適用）に申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について照会したところ、C社は、「申立人のB社での在籍は確認できず、申立期間当時は適用事業所でないため、厚生年金保険料の控除を行っていない」と回答しており、かつ、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無いことから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から42年4月16日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和40年8月1日から42年4月16日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。私は、40年4月16日の入社から平成3年12月15日の定年まで同社に継続して勤務しており、この間に長期休業は無く、記録が欠落することは考えられない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、A社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（昭和40年4月16日取得）及び被保険者喪失確認通知書（43年7月16日喪失）に記載されている申立人の被保険者番号が異なっていることから確認通知書は保管されていないものの、事業主が申立人の被保険者資格を40年8月1日に喪失し、42年4月16日に再取得した旨の届出を行っていたことがうかがえるが、同社はその理由については不明であるとしている。

また、社会保険事務所の記録から、申立人と同日にA社に入社した同僚の記録も、申立人と同じ期間の被保険者記録が欠落していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、A社においても、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）

は保存期間の経過により廃棄しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、A社が加入する健康保険組合は、申立期間当時の記録を保存期間の経過により廃棄しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から25年3月まで
② 昭和26年5月から27年4月まで
③ 昭和27年6月から28年5月まで

老齢年金裁定請求時には分からなかったが、ねんきん特別便を確認してみたところ、勤務をしていた事業所3社が記載されていなかったため、申立てを行った。調査し回答をいただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の新規適用は昭和27年11月1日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人に係る勤務実態をA社の事業主に照会したが、事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、健康保険被保険者証はもっていないと述べている。

申立期間②について、申立人は、B社C工場で勤務していたと述べているが、同社に確認したところ、過去から現在に至るまでD市に工場があった事実は無いと回答しており、また、申立人は、同僚等の氏名も記憶していないことから勤務実態を確認することができない。

申立期間③について、E社は被保険者が10名前後の事業所であるところ、申立期間と同時期に勤務していた同僚2名に照会をしたが、いずれも申立人を記憶していないと証言しており、申立人もその同僚2名の名前を記憶していない上、申立人が姓のみを記憶している同僚は、同社において被保険者となっていない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 4 月 1 日から 18 年 12 月 30 日まで
② 昭和 20 年 11 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで

社会保険庁によると、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録がないが、昭和 17 年 4 月 1 日に、A 組合に事務員として就職し、勤務していた。18 年 1 月 10 日から 20 年 9 月 1 日まで、軍隊に行ったが、同年 11 月 1 日に B 会（戦時中、A 組合から名称変更）に復職した。当時の雇用形態は正社員であった。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務していたと主張する A 組合については、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、「事務職員として勤務していた」と申し立てしているところ、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法においては、申立期間当時、被保険者となるのは、男子筋肉労働者のみであり、事務職員は被保険者となることができなかった。

申立期間②については、申立人が勤務していたと主張する B 会（戦時中、A 組合から名称変更）については、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B 会は既に解散しており、関連資料を得る事ができない上、同会の役員及び申立人の名前を挙げた同僚は連絡先が不明のため、申立人の申

立期間における厚生年金保険料の控除についての証言を得る事ができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月ごろから同年11月14日まで
② 昭和31年6月1日から32年1月ごろまで

私は、A社に勤務していた兄の紹介で同社に入社した。坑内員として運搬の仕事をし、2年くらい勤務したのちに、B社に入社したが1か月くらいで退職した。

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間①及び②について欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間にA社に勤務していた同僚5名に照会したところ、1名が「昭和30年3月に入社した時、申立人は既に勤務していたと思う」と回答していることから、申立人は同年3月以降に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚から入社日を聴取し、その者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を比較したところ、入社してから相当期間経過後に被保険者資格を取得している者が複数確認でき、申立期間当時、A社では、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いであったわけではないことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和30年11月14日になっていることが確認でき、記載内容や手続き等にも不自然な形

跡は見当たらない。

申立期間②については、申立人は「A社を退職後B社に入社したが、1か月くらいで退職した」と述べているところ、社会保険庁の記録では、申立人のA社に係る昭和30年11月14日から31年6月1日までの被保険者期間のうち、31年4月13日から同年5月20日までの期間について、B社の被保険者期間が重複していることが確認できることから、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたとは考え難い。

申立期間①及び②について、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保管しておらず、保険料控除に関する記憶も曖昧である。

このほか、A社は昭和40年2月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主等の証言を得ることもできず、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録では、A社B工場に勤務した期間について、厚生年金保険の資格取得日が事務職に厚生年金保険が適用されることとなった昭和19年10月1日になっている。

実際は、申立期間は徴用でプレス工員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳及びA社B工場に係る労働者年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和19年6月1日から同工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は「A社には、徴用により勤務することになった」と述べているところ、社会保険事務所の保管する同社B工場に係る労働者年金保険被保険者名簿において、「資格取得年月日」が申立人と同日の昭和19年6月1日となっている者のうち144名（申立人を含む）について、厚生年金保険被保険者の資格取得日を社会保険庁のオンライン記録で確認したところ、そのほとんどの者の資格取得日が19年10月1日となっている。また、照会により、「徴用により同社で勤務していた」と回答した複数の者の資格取得日も同日である上、同年6月1日に資格取得となっている者に照会をしたところ、回答を得られた者はすべて、「徴用ではなく、同社の正社員であった」と回答している。

さらに、A社は、申立期間当時の関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴

収簿等)を保管していないことから、申立期間について、申立人の在籍や、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できないほか、申立人も給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶も曖昧である。

このほか、当時の同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年ごろから 32 年ごろまで

A社に勤務していたとき、毎月の給料の中から、4項目の控除があったことを記憶している。4項目は、厚生年金保険、健康保険、失業保険、源泉税ではないかと思うので、当時の同業者の事務所の厚生年金保険加入状況を調べ、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間についてA社に勤務していたことは、複数の元同僚らの証言により推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、申立人及び同僚の証言から判断すると、同社は当時、厚生年金保険の強制適用事業所とならない業種の個人事業所であったことが認められる。

また、当時の事業主は既に亡くなっているため、証言等を得ることができないものの、申立人が同僚として挙げている3名は、いずれも申立期間と同じ期間にA社における厚生年金保険の記録は無く、うち1名は、「A社では、厚生年金保険に加入していなかったはずだ」と証言している。

加えて、申立期間当時から現在も存在する複数の同業者は、「自分のところは加入していなかった。他社のことは分からないが、どこも厚生年金保険に入っていなかったのではないか」と証言している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1062

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 12 月 26 日まで
A社で事業をしていた期間のうち、平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 12 月 26 日までの期間の標準報酬月額が約 41 万円ぐらだったにもかかわらず、後日、6 年 9 月までが 19 万円、同年 10 月以降が 14 万 2,000 円に変更されていたので、正しい標準報酬月額に調査の上訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 12 月 26 日）の後の 7 年 2 月 2 日付け及び同年 6 月 27 日付けで、5 年 12 月から 6 年 9 月までの期間が 19 万円、同年 10 月及び同年 11 月が 14 万 2,000 円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿謄本から、A社の代表取締役であることが確認できる上、「事業の継続が困難になったため、社会保険事務所と滞納保険料を納付できないことについて相談し、解決策として、標準報酬月額を引き下げて滞納額と相殺することにした」と述べていることから、事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 28 日から昭和 52 年 5 月 1 日まで
A社が出店したB店に、テナントとして入っていた期間のうち、昭和 49 年 3 月から 52 年 4 月までは同社の鮮魚部部長として雇用保険と社会保険に加入し、保険料も納めていた。それにもかかわらず、その期間が年金記録に無いというのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が出店したB店において、同社の鮮魚部部長という名目で、テナントとして鮮魚店を経営していた。同社からは賃金を支給されておらず、従業員の給与も自ら支払っていた」と述べていることから、申立人は、同社とは使用関係がなく、個人経営の事業主であったと認められる。

一方、社会保険事務所の保管するA社の被保険者名簿には昭和 49 年 3 月 28 日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨記録されていることから、その当時において、同社が厚生年金保険被保険者資格取得届の届出を行い、これを受けて社会保険事務所長が申立人を厚生年金保険の被保険者として資格取得の確認を行ったことが認められる。そして、当該記録は昭和 52 年 6 月 16 日に取り消されているが、これは、次のとおり、申立人が事業主であり、同社に使用される者ではなかったことを理由とするものと考えられる。

すなわち、厚生年金保険の被保険者たる資格の取得及び喪失は、それぞれの事実が発生した日に成立し、社会保険事務所長の確認という処分により法的な確定力が付与されるものであるが、厚生年金保険法上、同保険の

被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、事業主はそもそも被保険者となることができないから、社会保険事務所長の確認の有無にかかわらず、その資格の取得自体が無効と解される。したがって、資格取得の無効が判明した段階で記録の取消しを行った社会保険事務所長の事務処理は適法であり、正当であると認められる。

また、申立人は「昭和 52 年ごろに A 社より金銭を受け取った」と述べているところ、その受け取ったとする金額は申立人の申立期間における社会保険料とほぼ一致していることから、同社が申立人に申立期間における社会保険料を返還したものと考えるのが自然である。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、社会保険事務所長が申立人の被保険者資格の取得届を受理し、被保険者名簿に記録したことが認められるものの、当該記録の取消し及びその後の事務処理は適法になされたものと認められることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで
私は、申立期間にはA社において一昼夜交代で、川砂利を砂利船から土手の上のストック場に運んでいたことを覚えているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚二人が申立人と同じくB社からA社に転職していることが確認できる上、申立人は当時の仕事の内容等を詳細に記憶していることから申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚二人は、死亡又は連絡先不明のため、同僚から申立期間における証言を得ることができない。

また、A社は、昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は適用事業所となっていない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、事業主に照会したところ、「当時の関連資料を保管しておらず不明である」との回答である上、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1065

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 2 月 28 日までの間、A 大学で非常勤職員とし勤務していた。33 年の 7 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで勤務していた同僚は 1 年間の厚生年金保険加入記録があり、その後共済組合に加入している。同じ非常勤職員として勤務していた同僚に厚生年金保険加入記録があるのに私にないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A 大学の人事記録から、申立人が昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 2 月 28 日までの間、非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同時期に非常勤職員として勤務していた同僚 14 名を調査したが、厚生年金保険の加入記録があるのは 2 名だけであることから、A 大学においては、厚生年金保険について、非常勤職員ごとに異なる取扱いがされていたことが推認できる。

また、A 大学では「給料の支給元が 2 か所（大学と研究室）あり、同じ非常勤職員であっても、支給元によって厚生年金保険の加入手続について異なる取扱いがあった」と証言している。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A 大学においても、当時の資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1066

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から32年2月1日まで
② 昭和32年2月1日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、A事業所に勤務した昭和29年9月から32年1月までの期間及びB事業所に勤務した32年2月から同年5月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、A事業所に入社する前に自動車免許を取得し、A事業所に入社してからは砂利等の運搬をしており、B事業所では運転手をしていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するA事業所は、商業登記簿謄本によると、昭和23年11月17日に設立していることが確認できる上、複数の元同僚が申立人はトラックの運転手をしていたと証言していることから、同事業所に勤務していたことは推認できるが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、知人に誘われA事業所に入社したとしているが、その者は既に死亡している上、上記の同僚からも申立人の勤務実態及び保険料控除に関する証言を得ることができなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、B事業所では運転手として勤務していたとしているが、B事業所の被保険者であった複数の者は、「同事業所は自動車修理の事業所であり、その当時運転手はいなかった。また、申立人については記憶が無い」と証言していることから、申立人がB事業所で勤務していたとは考え難い。

また、社会保険事務所の保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認しても申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月 16 日から 62 年 1 月 16 日まで
② 昭和 62 年 3 月 16 日から 63 年 5 月 15 日まで

私は、昭和 61 年 9 月 16 日に A 社に入社し、63 年 5 月 15 日に退職した。入社してすぐに健康保険と厚生年金保険に加入し、給料から保険料が控除されていたと思っていたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、62 年 1 月 16 日から同年 3 月 16 日までの記録しか無かった。厚生年金保険及び健康保険には常に加入していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の退職証明書から、申立人が申立期間①及び②において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の雇用保険及び健康保険組合の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致している。

申立期間①については、申立人が保管している昭和 61 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人が A 社の前に勤務していた B 社の標準報酬月額から算出した社会保険料の額と一致し、申立期間①に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

申立期間②のうち、昭和 62 年 3 月 16 日から 63 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が保管している昭和 62 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、A 社の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料の 2 か月分と一致し、62 年 3 月から同年 12 月の期間に係る厚生年金保険料

は控除されていないことが確認できる。

申立期間②のうち、昭和 63 年 1 月 1 日から同年 5 月 15 日までの期間については、申立人が保管している昭和 63 年分源泉徴収票に社会保険料等の金額が記載されていないことから、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。また、A社に照会を行ったところ、同社の人事担当者は、「就業規則に基づいて、従業員の社会保険の加入を判断している。申立人は定時従業者（パート）として雇用したが、厚生年金保険に加入していない期間については、短時間の労働であったため、厚生年金保険の強制被保険者の要件を満たさなかったものと推測される」旨の証言をしている。

このほか、申立人の申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。